

被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件を 満たすことを明らかにする明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（同項の規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）において、共同住宅又は長屋（令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》に規定する共同住宅又は長屋をいいます。以下同じです。）に係る各独立部分の賃貸が同条第2項第5号に規定する公募の方法により行われた旨を明らかにする場合に記載します。
- 2 この明細書は、共同住宅又は長屋ごとに別行で記載します。
- 3 「共同住宅又は長屋の全体の戸数2」には、その共同住宅又は長屋の全体の独立部分の戸数を記載します。
- 4 「公募の対象とした独立部分3」には、公募の対象とした被災者向け部分の戸数及び室番号を記載します。
- 5 「公募の方法4」には、その独立部分について行った公募の方法（東日本大震災の被災者に優先して賃貸すること及びその独立部分の床面積が50㎡未満の場合にあっては単身者に優先して賃貸することが明らかにされているものに限り。）を、例えば「テレビ広告」、「インターネット広告」、「新聞広告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」などのように具体的に記載します。
- 6 「公募を実施した地域6」には、その共同住宅又は長屋について実施した公募対象地域を、例えば、「宮城県内全域」などのように具体的に記載します。
- 7 「応募者の範囲8」には、応募者の範囲につき制限をしている場合に、その制限の内容を記載するとともに、その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。
- 8 「賃借人の選定方法9」には、賃借の申込みを受理した件数が、公募を行った独立部分の戸数を超えるような場合における賃借人の選定方法について、例えば「東日本大震災の被災者を優先して賃貸」や「単身者に優先して賃貸」などのように具体的に記載します。
- 9 「備考」欄には、上記7による記載事項のほか、1回の公募で募集を行った戸数を満たす数の賃借人が選定されなかった場合又は賃借人を選定した後において賃借人が入居しなかった場合若しくは退去した場合の賃借人の募集方法（これらの場合の募集も公募の方法による必要があります。）を記載します。